

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 略〕</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準 〔(1)～(16) 略〕</p> <p>(17) 高度600km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うVSAT地球局で、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの 〔ア～エ 略〕</p> <p>オ 無線設備の常置場所等</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 移動範囲</p> <p>A 携帯移動地球局 当該電気通信事業者の業務区域内であり、かつ、<u>船舶又は航空機</u>に搭載する場合であること。</p> <p>B (略)</p> <p>〔カ～ク 略〕</p> <p>ケ <u>その他</u> <u>本邦外で通信を行うものにあつては、外国の無線局等への有害な混信を防止するための措置を講ずるものであること。</u></p> <p>(18) 高度1,100kmを超え1,300km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うVSAT地球局で、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの 〔ア～エ 略〕</p> <p>オ 無線設備の常置場所等</p> <p>(7) (略)</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 同左〕</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準 〔(1)～(16) 同左〕</p> <p>(17) [同左]</p> <p>〔ア～エ 同左〕</p> <p>オ 無線設備の常置場所等</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(4) 移動範囲</p> <p>A 携帯移動地球局 当該電気通信事業者の業務区域内であり、かつ、<u>船舶(日本の領海に限る。)</u>又は<u>航空機(日本の領空に限る。)</u>に搭載する場合であること。</p> <p>B (同左)</p> <p>〔カ～ク 同左〕</p> <p>(新設)</p> <p>(18) 同左</p> <p>〔ア～エ 同左〕</p> <p>オ 無線設備の常置場所等</p> <p>(7) (同左)</p>

(i) 移動範囲

A 携帯移動地球局

当該電気通信事業者の業務区域内であり、かつ、自動車その他の陸上を移動するもの、船舶又は航空機に搭載する場合であること。

B (略)

[カ～ク 略]

ケ その他

本邦外で通信を行うものにあつては、外国の無線局等への有害な混信を防止する措置を講ずるものであること。

[2・3 略]

(i) 移動範囲

A 携帯移動地球局

当該電気通信事業者の業務区域内であり、かつ、自動車その他の陸上を移動するもの、船舶(日本の領海に限る。)又は航空機(日本の領空に限る。)に搭載する場合であること。

B (同左)

[カ～ク 同左]

(新設)

[2・3 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。